

株 主 各 位

東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社

取締役会長 敷 土 文 夫

第92回定時株主総会開催ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、第92回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日おさしつかえの場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご覧いただき、平成28年6月27日（月曜日）午後5時20分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

〔書面による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示し、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

〔電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合〕

23ページの「電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内」をご確認のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月28日（火曜日）午前10時
（受付開始時刻は午前9時を予定しております。）

2. 場 所 東京都渋谷区神南二丁目1番1号
国立代々木競技場 第一体育館

〔開催場所が前回と異なりますので、裏表紙の「株主総会会場ご案内図」を
ご参照ください。〕

3. 会議の目的事項

報告事項

平成27年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類、計算書類並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

<会社提案（第1号議案）>

第1号議案 取締役13名選任の件

<株主提案（第2号議案）>

第2号議案 定款一部変更の件（1）

<株主提案（第3号議案から第11号議案まで）>

第3号議案 定款一部変更の件（2）

第4号議案 定款一部変更の件（3）

第5号議案 定款一部変更の件（4）

第6号議案 定款一部変更の件（5）

第7号議案 定款一部変更の件（6）

第8号議案 定款一部変更の件（7）

第9号議案 定款一部変更の件（8）

第10号議案 定款一部変更の件（9）

第11号議案 定款一部変更の件（10）

上記各号議案の内容等は、後記の株主総会参考書類に記載してあります。

4. 株主総会招集にあたっての取締役会のその他決定事項

書面と電磁的方法（インターネット等）により重複して議決権を行使された場合は電磁的方法による行使を、電磁的方法により複数回の行使をされた場合は最終の行使を、それぞれ有効といたします。

以 上

1. 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、議決権の行使を委任できる代理人は、当社が代理権を証明する書面の提出を受けた、議決権を有する株主さま1名に限らせていただきます。
2. 招集通知に添付すべき事業報告、連結計算書類、計算書類、会計監査報告及び監査報告は、別添の「平成27年度報告書」のとおりであります。ただし、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、下記の当社ホームページに掲載しておりますので、「平成27年度報告書」には記載しておりません。
3. 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、下記の当社ホームページ等でお知らせいたします。

当社ホームページ <http://www.tepco.co.jp/about/ir/stockinfo/meeting.html>

議決権行使についてのご案内

下記のいずれかの方法により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席いただける場合

株主総会へのご出席による議決権の行使



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

当日ご出席いただけない場合

書面による議決権の行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示し、**平成28年6月27日（月曜日）午後5時20分**までに到着するようにご返送ください。

電磁的方法（インターネット等）による議決権の行使



当社指定の議決権行使サイト (<http://www.evotep.jp/>) にアクセスしていただき、**平成28年6月27日（月曜日）午後5時20分**までに議案に対する賛否をご入力ください。詳細につきましては、23ページの「電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内」をご覧ください。

株主総会参考書類

<会社提案（第1号議案）>

第1号議案 取締役13名選任の件

取締役全員の任期が本総会終結の時をもって満了いたしますので、指名委員会の決定に基づき、取締役13名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

（五十音順）

候補者 番号	氏 名	現在の当社における地位及び担当
1	あね がわ たか ふみ 姉 川 尚 史 再任	取締役，常務執行役（原子力・立地本部長兼原子力改革特別タスクフォース長代理兼同事務局長）
2	くに い ひで こ 國 井 秀 子 再任	取締役（報酬委員長） 社外取締役候補者 独立役員候補者
3	こばやかわ とも あき 小早川 智 明 新任	
4	さ の とし ひろ 佐 野 敏 弘 再任	取締役
5	す ど ふみ お 数 土 文 夫 再任	取締役会長（指名委員長，監査委員，報酬委員） 社外取締役候補者 独立役員候補者
6	す どう まさ ひこ 須 藤 正 彦 再任	取締役（監査委員） 社外取締役候補者 独立役員候補者
7	たけ べ とし ろう 武 部 俊 郎 再任	取締役
8	にし やま けい た 西 山 圭 太 再任	取締役（指名委員），執行役（会長補佐兼経営企画担当（共同））
9	は せ がわ やす ちか 長谷川 閑 史 再任	取締役（指名委員） 社外取締役候補者 独立役員候補者
10	ひろ せ なお み 廣 瀬 直 己 再任	取締役（指名委員），代表執行役社長（業務全般原子力改革特別タスクフォース長 経営企画ユニット担当）
11	ふじ もり よし あき 藤 森 義 明 再任	取締役（報酬委員） 社外取締役候補者 独立役員候補者
12	ます だ ひろ や 増 田 寛 也 再任	取締役（指名委員） 社外取締役候補者 独立役員候補者
13	ます だ ゆう じ 増 田 祐 治 再任	取締役（監査委員長）

（注）独立役員候補者：株式会社東京証券取引所の定める独立役員の候補者

1. あね がわ たか ふみ
姉 川 尚 史 (昭和32年4月11日生)

再任

所有する当社
普通株式の数

9,339 株

略歴及び地位

昭和58年4月 当社入社
平成16年10月 当社技術開発研究所電動推進グループマネージャー
平成23年7月 当社原子力設備管理部部長代理兼技術開発研究所
平成23年12月 当社原子力設備管理部部長兼技術開発研究所
平成24年9月 当社原子力設備管理部部長兼技術開発研究所兼原子力改
革特別タスクフォース事務局長
平成25年6月 当社常務執行役
平成26年6月 当社取締役、常務執行役 (現在にいたる)



取締役候補者の選任理由

姉川尚史氏は、当社の原子力設備管理部長を務めるなど、主に原子力発電事業や技術開発に関する豊富な経験と見識等を有していることから取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

2. くに い ひで こ
國 井 秀 子 (昭和22年12月13日生)

再任

社外取締役候補者
独立役員候補者

所有する当社
普通株式の数

1,902 株

略歴及び地位

平成17年6月 株式会社リコー常務執行役員
平成20年4月 株式会社リコーグループ執行役員
平成20年4月 リコーソフトウェア株式会社(現リコーITソリューションズ株式会社)取締役会長 (平成25年3月まで)
平成21年4月 株式会社リコー理事 (平成25年3月まで)
平成24年4月 芝浦工業大学大学院工学マネジメント研究科教授(現在にいたる)
平成25年4月 芝浦工業大学学長補佐 (現在にいたる)
平成25年10月 芝浦工業大学男女共同参画推進室長 (現在にいたる)
平成26年6月 当社取締役 (現在にいたる)



重要な兼職の状況

芝浦工業大学学長補佐兼大学院工学マネジメント研究科教授兼男女共同参画推進室長
本田技研工業株式会社社外取締役
株式会社三菱ケミカルホールディングス社外取締役

社外取締役候補者の選任理由等

國井秀子氏は、リコーITソリューションズ株式会社の会長を務めるなど、幅広い経験と見識等を有していることから社外取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

3. ^{こばやかわ}**小早川** ^{とも}**智** ^{あき}**明** (昭和38年6月29日生)

新任

所有する当社
普通株式の数 3,129 株

略歴及び地位

昭和63年4月 当社入社
平成21年7月 当社神奈川支店営業部
平成23年12月 当社神奈川支店営業部長
平成25年7月 当社法人営業部都市エネルギー部長
平成26年6月 当社カスタマーサービス・カンパニー法人営業部長
平成27年6月 当社常務執行役 (平成28年3月まで)
平成28年4月 東京電力エナジーパートナー株式会社代表取締役社長
(現在にいたる)



重要な兼職の状況

東京電力エナジーパートナー株式会社代表取締役社長

取締役候補者の選任理由

小早川智明氏は、当社及び当社グループの経営に携わり、主に小売電気事業に関する豊富な経験と見識等を有していることから取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

4. ^さ**佐** ^の**野** ^{とし}**敏** ^{ひろ}**弘** (昭和27年9月10日生)

再任

所有する当社
普通株式の数 8,274 株

略歴及び地位

昭和52年4月 当社入社
平成21年6月 当社執行役員火力部長
平成23年6月 当社常務取締役
平成24年6月 当社常務執行役
平成26年6月 当社取締役、代表執行役副社長
平成28年4月 当社取締役 (現在にいたる)
平成28年4月 東京電力フュエル&パワー株式会社代表取締役社長
(現在にいたる)



重要な兼職の状況

東京電力フュエル&パワー株式会社代表取締役社長

取締役候補者の選任理由

佐野敏弘氏は、当社及び当社グループの経営に携わり、主に燃料・火力発電事業に関する豊富な経験と見識等を有していることから取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

5. 数 土 文 夫 (昭和16年3月3日生)

再任

社外取締役候補者
独立役員候補者

所有する当社
普通株式の数

0 株

略歴及び地位

平成17年4月 ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社代表取締役社長
平成22年4月 ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社取締役
平成22年6月 ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社相談役
平成23年4月 日本放送協会経営委員会委員長 (平成24年5月まで)
平成24年6月 当社取締役
平成26年4月 当社取締役会長 (現在にいたる)
平成26年7月 ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社特別顧問 (現在にいたる)



重要な兼職の状況

ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社特別顧問
大成建設株式会社社外取締役
株式会社LIXILグループ社外取締役
武田薬品工業株式会社社外取締役

社外取締役候補者の選任理由等

数土文夫氏は、ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社の社長を務めるなど、幅広い経験と見識等を有していることから社外取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

6. 須藤正彦 (昭和17年12月27日生)

再任

社外取締役候補者
独立役員候補者

所有する当社
普通株式の数

0 株

略歴及び地位

昭和45年4月 弁護士 (平成21年12月まで)
平成10年8月 日本ベリサイン株式会社 (現合同会社シマンテック・ウェブ
サイトセキュリティ) 社外監査役 (平成21年12月まで)
平成20年7月 株式会社足利ホールディングス社外取締役
(平成21年12月まで)
平成21年12月 最高裁判所判事 (平成24年12月まで)
平成25年1月 弁護士 (現在にいたる)
平成26年6月 当社取締役 (現在にいたる)



重要な兼職の状況

弁護士

社外取締役候補者の選任理由等

須藤正彦氏は、弁護士であり、最高裁判所判事を務めるなど、幅広い経験と見識等を有していることに加え、社外監査役等を務め企業監査に多様な経験を有していることから社外取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

7. 武部俊郎 (昭和31年9月16日生)

再任

所有する当社
普通株式の数

15,655 株

略歴及び地位

昭和54年4月 当社入社
平成22年6月 当社執行役員栃木支店長
平成24年6月 当社常務執行役
平成27年6月 当社取締役、常務執行役
平成28年4月 当社取締役 (現在にいたる)
平成28年4月 東京電力パワーグリッド株式会社代表取締役社長
(現在にいたる)



重要な兼職の状況

東京電力パワーグリッド株式会社代表取締役社長

取締役候補者の選任理由

武部俊郎氏は、当社及び当社グループの経営に携わり、主に送配電事業に関する豊富な経験と見識等を有していることから取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

8. ^{にし}西 ^{やま}山 ^{けい}圭 ^た太 (昭和38年1月11日生)

再任

所有する当社
普通株式の数

0 株

略歴及び地位

平成21年7月 株式会社産業革新機構執行役員
平成23年6月 内閣官房東京電力経営・財務調査タスクフォース事務局事務局長 (平成23年10月まで)
平成24年6月 株式会社産業革新機構専務執行役員
平成24年7月 経済産業省大臣官房審議官 (経済社会政策担当)
平成25年6月 経済産業省大臣官房審議官 (経済産業政策局担当)
平成26年7月 経済産業省大臣官房付
平成26年7月 原子力損害賠償支援機構 (現原子力損害賠償・廃炉等支援機構。以下同じ) 連絡調整室次長
平成26年7月 当社執行役
平成27年6月 当社取締役, 執行役 (現在にいたる)
平成27年7月 原子力損害賠償・廃炉等支援機構連絡調整室長 (現在にいたる)



重要な兼職の状況

原子力損害賠償・廃炉等支援機構連絡調整室長

取締役候補者の選任理由

西山圭太氏は、経済産業省、株式会社産業革新機構及び原子力損害賠償・廃炉等支援機構において要職を務めるなど、幅広い経験と見識等を有していることから取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

9. ^は ^せ ^{がわ} ^{やす} ^{ちか}
長谷川 閑 史 (昭和21年6月19日生)

再任

社外取締役候補者
独立役員候補者

所有する当社
普通株式の数

0 株

略歴及び地位

平成15年6月 武田薬品工業株式会社代表取締役社長
平成23年4月 公益社団法人経済同友会代表幹事(平成27年4月まで)
平成26年6月 武田薬品工業株式会社代表取締役会長
平成27年6月 当社取締役 (現在にいたる)
平成27年6月 武田薬品工業株式会社取締役会長 (現在にいたる)



重要な兼職の状況

武田薬品工業株式会社取締役会長

社外取締役候補者の選任理由等

長谷川閑史氏は、武田薬品工業株式会社の社長、会長を務めるなど、幅広い経験と見識等を有していることから社外取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

10. ^{ひろ} ^せ ^{なお} ^み
廣 瀬 直 己 (昭和28年2月1日生)

再任

所有する当社
普通株式の数 21,768 株

略歴及び地位

昭和51年4月 当社入社
平成20年6月 当社執行役員神奈川支店長
平成22年6月 当社常務取締役
平成24年6月 当社取締役、代表執行役社長 (現在にいたる)



取締役候補者の選任理由

廣瀬直己氏は、当社の社長を務めるなど、電気事業全般における豊富な経験と見識等を有していることから取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

11. ^{ふじ}藤 ^{もり}森 ^{よし}義 ^{あき}明 (昭和26年7月3日生)

再任

社外取締役候補者
独立役員候補者

所有する当社
普通株式の数 25,462 株

略歴及び地位

平成13年5月 ゼネラル・エレクトリック・カンパニー シニア・バイス・プレジデント (平成23年6月まで)
平成23年3月 日本GE株式会社 (現日本GE合同会社) 代表取締役会長 (平成23年6月まで)
平成23年6月 株式会社住生活グループ (現株式会社LIXILグループ。以下同じ) 取締役
平成23年6月 株式会社LIXIL 取締役
平成23年8月 株式会社住生活グループ取締役代表執行役社長兼CEO (現在にいたる)
平成23年8月 株式会社LIXIL 代表取締役社長兼CEO
平成24年6月 当社取締役 (現在にいたる)
平成26年1月 Grace A株式会社代表取締役 (現在にいたる)
平成28年1月 株式会社LIXIL 代表取締役会長兼CEO (平成28年3月まで)



重要な兼職の状況

株式会社LIXILグループ取締役代表執行役社長兼CEO
Grace A株式会社代表取締役

社外取締役候補者の選任理由等

藤森義明氏は、ゼネラル・エレクトリック・カンパニーのシニア・バイス・プレジデントや株式会社LIXILグループの社長を務めるなど、幅広い経験と見識等を有していることから社外取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

12. 増田寛也 (昭和26年12月20日生)

再任

社外取締役候補者
独立役員候補者

所有する当社
普通株式の数

1,902 株

略歴及び地位

平成 6 年 7 月 建設省(現国土交通省)建設経済局建設業課紛争調整官
(平成 6 年 12 月まで)
平成 7 年 4 月 岩手県知事
(平成 19 年 4 月まで)
平成 19 年 8 月 総務大臣
(平成 20 年 9 月まで)
平成 21 年 4 月 東京大学公共政策大学院客員教授
(現在にいたる)
平成 25 年 10 月 原子力損害賠償支援機構運営委員
(平成 26 年 3 月まで)
平成 26 年 6 月 当社取締役
(現在にいたる)



社外取締役候補者の選任理由等

増田寛也氏は、岩手県知事や総務大臣を歴任するなど、幅広い経験と見識等を有していることから社外取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

13. 増田祐治 (昭和32年3月16日生)

再任

所有する当社
普通株式の数

9,763 株

略歴及び地位

昭和 54 年 4 月 当社入社
平成 21 年 6 月 当社執行役員総務部長
平成 22 年 6 月 当社執行役員東京支店長
平成 24 年 6 月 当社常務執行役
平成 27 年 4 月 当社参与
平成 27 年 6 月 当社取締役
(現在にいたる)



重要な兼職の状況

株式会社東光高岳社外監査役
株式会社東京エネシス社外監査役

取締役候補者の選任理由

増田祐治氏は、当社の総務部長や他社の社外監査役を務めるなど、企業法務や企業監査に関する豊富な経験と見識等を有していることから取締役として適任であると考え、候補者とするものであります。

(注) 1. 当社は、國井秀子氏、數土文夫氏、須藤正彦氏、長谷川閑史氏、藤森義明氏、増田寛也氏及び増田祐治氏との間で、会社法第423条第1項の責任を法令の限度において限定する契約を締結しており、

本総会において各氏の取締役選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。

2. 数土文夫氏が社外取締役を務め、長谷川閑史氏が取締役を務める武田薬品工業株式会社は、同社の高血圧症治療剤に係る医療関係者向け広告資材の一部が誇大広告に該当するとして、平成27年6月に厚生労働省から「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づく業務改善命令を受けております。また、同社の社外取締役である数土文夫氏は、日頃から同社取締役会等において法令遵守の観点から発言を行っており、当該事実判明後も、再発防止に向けた対応策等について意見や提言を行っております。

〔 株主提案に対する取締役会の意見は、第11号議案の後に記載しております。なお、各議案の議案内容及び提案の理由は、原文のまま記載しております。 〕

<株主提案（第2号議案）>

第2号議案は、株主からのご提案によるものであります。

なお、提案株主（3名）の議決権の数は、303個であります。

第2号議案 定款一部変更の件（1）

○議案内容

定款に以下の条文を加える。

「電力料金的大幅な値上げを抑制しつつ、二酸化炭素の排出を削減するため、原子力発電所を早期に再稼働する。」

○提案の理由

平成28年4月から、家庭などに向けた電力小売りが全面自由化された。そのため、当社においても電力供給価格の値下げもしくは維持は必須の状況にある。そのため、電力発電コストの一層の低下を図ることは、会社のシェア維持および収益力の向上に資するものである。

また、平成27年にフランスで行われた第21回国連気候変動枠組条約締約国会議(COP21)で採択されたパリ協定内では、途上国を含むすべての国が温室効果ガスの排出削減に取り組むことが明記されている。このような世界情勢を踏まえると、当社が、いち早く原子力発電所を再稼働させ、発電過程における温室効果ガスの削減に取り組む姿勢を示すことは、当社のリーディングカンパニーとしてのブランド力を向上させることにもつながり、ひいては株主利益に資するものであるから。

<株主提案（第3号議案から第11号議案まで）>

第3号議案から第11号議案までは、株主からのご提案によるものであります。

なお、提案株主（303名）の議決権の数は、2,503個であります。

第3号議案 定款一部変更の件（2）

○議案内容

定款第2条に定める事業を以下のように変更する。

現行定款

1. 電気事業

変更後

1. 電気事業（ただし原子力による発電を除く）

（以下は同じ）

○提案の理由

5年前に発生した福島原発震災により現在も約10万人が故郷にも戻れず、生活基盤も失ったままだ。

安全神話を振りまいて原発を推進してきた国や電力会社は、自らも安全神話の虜になり地震や津波対策を怠り、3基の原子炉が炉心崩壊を引き起こす事態を招いた。

放射性物質が大量に放出されると、被害は空間的にも時間的にも社会的にも限定なしに広がり続け、人類は防止する手段を持っていない。

我が社が**電力自由化時代に「選ばれる電力会社」**として再生を願うなら、**9電力の先頭を切って原発を放棄するべきである。**

原発事故は、最悪ということも想定できない。福島第一原発から大気中に放出された「死の灰」の量は全体の1割程度で、ヨウ素やセシウムも1～2％と言われている。もし最悪の事故が起これば、被害は想定することさえ不可能だ。

大事故は絶対に許されない。我が社は原子力による発電から撤退し、柏崎刈羽原発は動かさず廃炉とする。

第4号議案 定款一部変更の件（3）

○議案内容

以下の章を新設する。

第△章 原子力発電所の再稼働

第×条 原子力発電所は、170キロ圏内の自治体すべてで実効性のある避難計画が策定されたと判断されるまでは再稼働をしない。

○提案の理由

原発の再稼働には避難計画の策定が義務づけられているが、福島原発事故と同量程度の放射能が放出される事故が前提とされている。だが**福島事故は最悪の事故ではない。**

最悪事故は、事故の収束が不可能となり作業員が全面撤退、原発サイト放棄による放射能の全量放出だ。原子炉内の核燃料だけでなく、冷却プール内の使用済核燃料も冷却水喪失で

露出する。

柏崎刈羽原発の場合、全7基の総出力は世界最大の約800万kW。サイト内の全放射エネルギーはおおよそ3570京ベクレルにもなる。これは福島事故での放出量90京ベクレルの約40倍だ。

事故から2週間後の3月25日、菅首相の要請で近藤駿介原子力委員長が「**170キロ圏内強制移住」「250キロ内避難**」という「**最悪シナリオ**」を作成した。百歩譲ってもこの試算程度は想定しておくべきだ。近藤試算でも住民の被曝が1ミリシーベルト以下になるような避難計画でないと実効性があるとは言えない。

第5号議案 定款一部変更の件（4）

○議案内容

以下の章を新設する。

第△章 柏崎刈羽原子力発電所の分社化

第×条 柏崎刈羽原子力発電所を本会社から分社化し、原発敷地内に本社を設置する。

○提案の理由

福島第一原発事故の際には、現地と東京本社との意思疎通がうまくいかず、利益を優先するあまり必要な措置が遅れたため、取り返しのつかない事態に至った。それをふまえ泉田新潟県知事は、原発敷地内に本社を設け、決定権を持つ責任体制を作ることを再三にわたって我が社に要求している。

ところが我が社は2015年度も、柏崎刈羽原発1～7号機で、安全のため原子炉の緊急停止や冷却に必要な非常用ケーブルと一般のケーブルを分けて設置するという**国の基準に反して、両系統が混在して2500本も設置されていたこと**、また、**福島原発事故で「炉心溶融基準」の存在を5年間も隠蔽してきたことなど、重大な安全管理義務違反が明らかになっている。**

一方で「新潟本社」なるものを設置し、新潟県内限定のテレビCMなどでもっばら再稼働に向けた世論喚起をし、県民に不信感を与えている。直ちに新潟本社を撤退し、原発敷地内に、原発管理会社の本社を設置する。

第6号議案 定款一部変更の件（5）

○議案内容

以下の章を新設する。

第△章 放射能汚染水の海洋放出の禁止

第×条 本会社は、トリチウムを含む放射能汚染水の海洋放出を行わない。

○提案の理由

我が社は放射能汚染水につき「汚染源を取り除く」「汚染源に水を近づけない」「汚染水を漏らさない」という3つの基本方針であたっているが、どれも効果を出せていない。また、トリチウム除去設備を装備していない。トリチウム除去技術を採用すべきだ。

トリチウム（三重水素）は弱いベータ線を出す。半減期は12年程度。細胞に取り込まれると、遺伝子を傷つけ、ガンの発生その他の健康被害を起こす。**EU指令でのトリチウム水質基準は1リットルあたり100ベクレルだが、タンク中のトリチウムは数十万ベクレルだ。**

福島第一原発では、トリチウムが3400兆ベクレル分保管されているという。世界中の核施設周辺での疾病にトリチウムが関与している可能性が指摘されている。

トリチウムの海洋放出は、事故で甚大な被害を受けた漁業者にさらに追い打ちをかける行為である。我が社はトリチウムを含んだままの放射能汚染水の海洋放出を行ってはならない。

第7号議案 定款一部変更の件（6）

○議案内容

以下の章を新設する。

第△章 石炭火力発電所建設の中止

第×条 本会社は石炭火力発電所を新設しない。

○提案の理由

我が社は現在、出資会社の計画を含めて5基の石炭火力発電所の建設計画がある（相馬100万kW、福島IGCC（石炭ガス化複合発電）2件、常陸那珂65万kW、横須賀100万kW）。これらの計画からすべて撤退する。

昨年、パリ協定が国際的に合意され、今世紀下半期にはCO₂排出を実質ゼロにすることが決まった。**石炭火力発電は「高効率」であっても、IGCCですら天然ガスの約2倍の温室効果ガスを排出する。**2020年以降の稼働に向けて今から建設すれば、その後40年間はCO₂排出を固定化することになり、パリ協定の合意から大きく逸脱する。

また昨年、電事連などが自主目標として掲げた排出係数0.37kg-CO₂/kWhも石炭火力発電を稼働すれば大幅に超え、帳尻合わせのために原発を動かすか、排出権の購入が不可欠となり、大幅なコストアップにつながる。**長期的な視野をもって、今後の電源は再生可能エネルギーへとシフトすべきだ。**

第8号議案 定款一部変更の件（7）

○議案内容

以下の章を新設する。

第△章 役員・社員による原子力発電所の廃炉作業への従事

第×条 すべての役員・社員を原子力発電所内の廃炉作業などの作業訓練に定期的に参加させる。

第×条 前条の実地作業として、45歳以上の役員・社員に少なくとも通算2年間の勤務時間分を従事させる。

第×条 前2条の作業訓練・実地作業は、退職者にも参加を要請する。ただし、実費の交通費・宿泊費・食費以外の支給は認めない。

○提案の理由

福島第一原発の収束作業は、これからは溶け落ちた炉心に近づき、より放射線量の高い作業が増える。この従事者は下請、孫請がほとんどで、依然として低賃金、かつ劣悪な条件にある。

我が社の発表によれば、昨年1年間に福島第一原発で作業中に2名、他2名も勤務中に亡くなった。また、白血病にかかり収束作業の影響が否定できない、とした元労働者の労災が認定され、短期間に3つのガンに侵されたとする元労働者の損害賠償の訴えが札幌地裁で起きている。

今後もこのような事例は増え、作業員不足が大いに危惧される。今年4月から、原子炉建屋内を立体的な映像で再現し、廃炉作業を体験できるバーチャルリアリティシステムが本格稼働する。これにより多少なりとも専門的作業の訓練が可能だろう。

扱いは下請のまま身分上だけ東電社員のいわゆる「東電逆出向社員」ではない、**経済的にも優遇されている我が社の役員・社員が率先して原発の廃炉作業に従事すべきだ。**

第9号議案 定款一部変更の件（8）

○議案内容

以下の章を新設する。

第△章 出資、債務保証の中止

第×条 本会社は、経営破たんの可能性が高い、以下の事業者への出資及び債務保証を行わない。

1 日本原燃株式会社

2 日本原子力発電株式会社

○提案の理由

日本原燃は、使用済核燃料を再処理して取り出したプルトニウムを再利用する核燃料サイクルを進めるために作られた国策会社であり、我が社は筆頭株主である。だが、その要である六ヶ所再処理工場は着工から22年経ち2兆円以上かけても**完成せず、トラブル続きで22回も延期し、操業のめどは立っていない**。もう一つの要、高速増殖炉もんじゅも1兆1700億円を注ぎ込みながら止まったままだ。核燃料サイクルは破たんしている。

日本原子力発電は電力9社などが出資する卸電気事業者であり、同様に我が社は筆頭株主だ。発電施設は東海第二と敦賀の2か所の原発だけで、福島原発事故以降全て止まっており、全く発電していない。それなのに我が社などは**契約に基づき、電気を受け取っていないのに2014年度で1300億円を支払っている**。

10兆円の税金投入で生きながらえている我が社が、将来性のないこの2社に出資、債務保証を続けるべきではない。

第10号議案 定款一部変更の件（9）

○議案内容

以下の章を新設する。

第△章 取締役の報酬の減額

第×条 原子力発電所から完全撤退を決めるまで、取締役の報酬を半分に減額し、それを訴訟の賠償金として積み立てる。

○提案の理由

原発震災から5年が経過し、2月には元取締役3名が強制起訴された。また全国各地で被害者が訴訟に立ち上がっている。既に事故による避難のストレスで自殺に追い込まれた方々のご遺族からの裁判では、和解とは名ばかりの、敗訴に限りなく近い裁定を受けている。自主避難した方がPTSD（心的外傷後ストレス障害）を発症、今年2月の第一審で我が社は約3千万円の賠償を命じられた。

現在係争中の裁判も続々と結審を迎え、これから膨大な賠償金と裁判費用がかかる。国費を10兆円も注ぎ込まれている我が社がこれ以上、国民の税金をあてにして原発を推進することは道義的にも許されない。

元取締役27名は5兆5千億円を賠償するよう株主に訴えられているが、あろうことか我が社は元取締役の支援のために補助参加し、高給な弁護士を大勢雇っている。

今後は、原発から完全撤退を決めるまで、せめて取締役の報酬の半額を積立て、訴訟の賠償金に充てるのが当然だ。

第11号議案 定款一部変更の件（10）

○議案内容

以下の章を新設する。

第△章 議決権行使書による議決権の行使

第×条 株主総会での議決権行使書による議決権の行使において、株主の賛否の意思表示が無い場合は、棄権として扱う。

2 インターネットを利用した議決権行使においても、議決権行使書による場合と同じように取り扱う。

○提案の理由

我が社は株主総会における議決権行使書及びインターネットを利用した議決権行使において、**提案議案に対して株主の賛否の意思表示が無い場合、会社提案については賛成（賛）、株主提案については反対（否）として取り扱っている。**

これは株主提案に対して不当な取り扱いであり、株主の権利を軽んじる行為でもある。未記入は意思表示が無いのであり、それ以外の何物でもない。**会社提案に賛成とみなすなどという恣意的な解釈は許されない。**

なお、議決権行使書に「意思表示の無い場合は棄権として扱います」と朱書するなどして、棄権を少なくする方策を取るべきことは当然である。

我が社は総会での株主提案の審議を、2012年度から**非常識な「一括上程一括審議」**とするなど、株主の権利を抑圧する議事運営が目立つ。

株主としての権利を喚起し、より積極的に経営に参画していただくよう努力するのが、国民の税金を10兆円も投入されている我が社の取るべき道だ。

◇第2号議案から第11号議案に対する取締役会の意見

取締役会としては、**いずれの議案にも反対**いたします。

なお、第2号議案及び第4号議案から第9号議案のご提案の内容は、いずれも業務執行に関する事項であります。会社法では、業務執行に関する事項については、合理的、機動的な事業運営を確保する観点から取締役会の決定に委ねることを基本としており、いずれのご提案も定款で定めることは適当ではないと考えます。

また、ご提案いただいたそれぞれの議案につきまして以下のとおり付言いたします。

<第2号議案から第4号議案>

原子力発電は、国のエネルギー基本計画において「重要なベースロード電源」と位置づけられており、当社といたしましても、安全・品質の確保を大前提として、低廉な電気を安定的にお届けしていくうえで重要な電源であると考えております。

このため当社は、原子力安全改革プランのもと、さまざまな改革に取り組むとともに、柏崎刈羽原子力発電所においては、新規制基準適合性審査への対応にとどまらず、さらなる安全性の向上に努めてまいります。

<第5号議案>

当社は、グループ全体の企業価値の向上をめざし、本年4月にホールディングカンパニー制へと移行しておりますが、原子力発電事業については持株会社である当社が実施することとしております。

<第6号議案>

トリチウム水の取り扱いについては、国の汚染水処理対策委員会や同委員会に設置されているトリチウム水タスクフォースにおける検討・整理結果も踏まえ、今後関係者のみなさまと協議したうえで決定してまいります。

<第7号議案>

当社は、COP決定を踏まえた国の地球温暖化対策のもと、これまでも火力発電における熱効率の向上や再生可能エネルギーの拡大等により温室効果ガスの削減に努めてまいりました。引き続き、石炭火力発電を含む適切な電源構成により、エネルギーセキュリティを確保し、低廉な電気を安定的にお届けできるよう努めてまいります。

<第8号議案>

福島第一原子力発電所の廃炉作業の安全かつ着実な実施にあたっては、廃炉に必要な専門知識や経験を有する人材が対応することが重要であると考えます。このため当社は、原子力部門に加え他部門の人材も活用しながら、社員の心身の健康や安全に配慮しつつ、要員の確保や必要な訓練・研修等を実施するとともに、専門的知見を有する外部人材の積極的な活用等に取り組んでおります。

<第9号議案>

資源の有効利用等の観点から原子燃料サイクルの推進は国の基本方針とされていることから、当社はこの方針に則り、再処理事業等を担う日本原燃株式会社に協力してまいります。

また、原子力発電所の廃炉の経験やノウハウを有する日本原子力発電株式会社とも協力関係を構築し、福島第一原子力発電所の廃炉体制の強化に取り組んでおります。

当社といたしましては、引き続き両社との資本関係等を維持しつつ、原子燃料サイクルの推進に取り組むとともに長期にわたる廃炉作業を安全かつ着実にすすめてまいります。

<第10号議案>

指名委員会等設置会社である当社においては、会社法に基づく報酬委員会が取締役の報酬等を審議・決定しております。定款で取締役の報酬等の減額を定めることは、報酬委員会の権限を制約するものであり法令の趣旨に合致しないことから適当ではないと考えます。

<第11号議案>

当社は法令に基づき、各議案につき議決権行使書に賛否の表示がない場合は、会社提案については賛、株主からのご提案については否の表示があったものとして取り扱うことを決定し、その旨を議決権行使書に明記しております。上場会社において、このような取り扱いは標準的、一般的なものであり、定款に本議案のような規定を設ける必要はないと考えます。

以 上

電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内

1. インターネットによる議決権行使について

- (1) インターネットによる議決権行使をされる場合は、当社指定の議決権行使サイト (<http://www.evotep.jp/>) にアクセスのうえ、議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って議決権をご行使ください。ただし、毎日午前2時から午前5時まででは取り扱いを休止いたします。

また、ご不明な点等がございましたら下記ヘルプデスクへお問い合わせください。

なお、アクセスに際して発生する費用は株主さまのご負担となりますので、ご了承ください。

- (2) 議決権は平成28年6月27日（月曜日）午後5時20分までにご行使ください。
- (3) インターネットの利用環境によっては、インターネットによる議決権行使ができない場合もございますので、ご了承ください。
- (4) 不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、議決権行使サイト上で「仮パスワード」から新しいパスワードへの変更をお願いしております。
- (5) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合はインターネットによる行使を、インターネットにより複数回の行使をされた場合は最終の行使を、それぞれ有効といたします。

インターネットによる議決権行使システム等に関するお問い合わせ先
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027（受付時間 午前9時～午後9時 通話料無料）

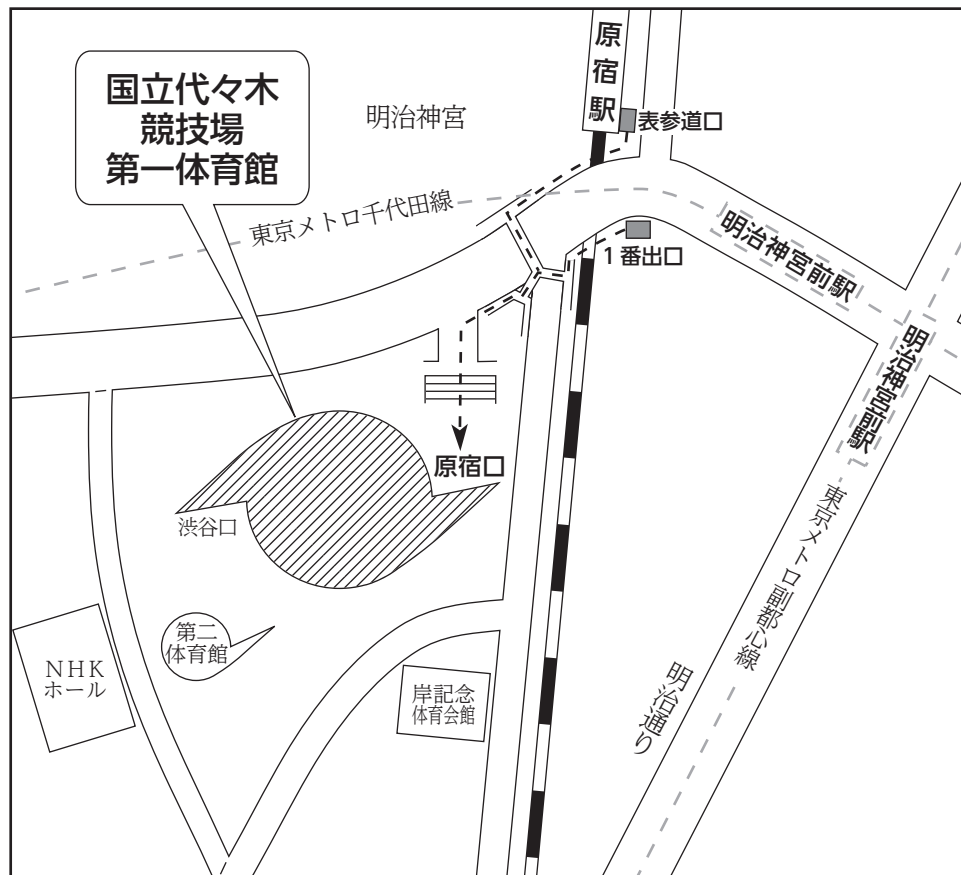
2. 機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームにご参加の株主さまは、当該プラットフォームより議決権を行使することができます。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 国立代々木競技場 第一体育館 東京都渋谷区神南二丁目1番1号



最寄駅・J R山手線 原宿駅（表参道口から徒歩5分）
・東京メトロ千代田線・副都心線 明治神宮前駅（1番出口から徒歩5分）

お願い・第一体育館「原宿口」に受付を設けております（「渋谷口」はご利用いただけませんのでご注意ください）。
・株主総会当日は混雑が予想されますので、時間に余裕をもってお越しください。
・お車でのご来場はご遠慮願います。